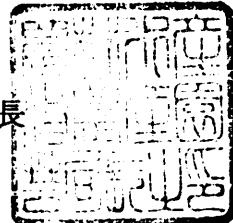


10 農産第2747号
平成10年4月1日

横浜植物防疫所長 殿

農産園芸局長



植物検疫関係通達の一部改正について

下記の通達の一部について、それぞれ別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、お知らせする。

については、本件の取扱について了知の上、遺憾のないように取り図られたい。

記

一部改正される通達

- (1) ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和47年5月27日付け47農政第2552号)
- (2) オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(平成6年10月25日付け6農蚕第6660号)
- (3) オランダ王国産トマト及びピーマンの生果実に関する植物検疫実施細則(平成5年2月1日付け5農蚕第112号)
- (4) 南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン及びグレープフルーツ並びにスワジランド王国産スウィートオレンジ及びグレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則(昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号)
- (5) イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスويーティ生果実に関する植物検疫実施細則(平成2年3月20日付け2農蚕第1124号)
- (6) オーストラリア連邦産スウィートオレンジ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則(平成4年5月6日付け農蚕第2080号)

- (7) スペイン国産レモン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則(平成8年9月17日付け8農産第5843号)
- (8) チリ共和国産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年2月6日付け63農蚕第625号)
- (9) チリ共和国産キウイフルーツ生果実に関する植物検疫実施細則(平成3年7月17日付け3農蚕第3886号)
- (10) チリ共和国内の指定地域で生産される生果実に関する植物検疫実施細則(平成8年2月5日付け8農産第1044号)
- (11) 台湾産ポンカン, タンカン, リュウチーン種のスウィートオレンジ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則(昭和55年4月3日付け55農蚕第1357号)
- (12) 台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号)
- (13) フィリピン共和国産パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成6年4月25日付け6農蚕第2525号)
- (14) 中華人民共和国産れいし生果実に関する植物検疫実施細則(平成6年4月25日付け6農蚕第2525号)
- (15) フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号)
- (16) タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和62年2月20日付け62農蚕第842号)
- (17) 中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年2月27日付け63農蚕第939号)
- (18) アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号)
- (19) カナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号)
- (20) ニュー・ジーランド産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和60年8月21日付け60農蚕第4537号)
- (21) アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号)
- (22) ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年11月29日付け63農蚕第6884号)

- (23) ニュー・ジーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則(平成5年6月1日付け5農蚕第3724号)
- (24) アメリカ合衆国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則(平成6年8月22日付け6農蚕第5026号)
- (25) アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則(昭和61年3月25日付け63農蚕第1521号)
- (26) アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則(昭和54年6月30日付け54農蚕第4497号)
- (27) 中華人民共和国産いねわら畳床に関する植物検疫実施細則(平成8年2月5日付け8農産第1045号)
- (28) フランス共和国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則(平成9年9月10日付け9農産第6406号)
- (29) 台湾産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則(平成9年12月19日付け9農産第8772号)
- (30) カナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則(平成9年12月19日付け9農産第8773号)

ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和47年5月27日付け47農政第2552号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第1のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則別表1の付表第1のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実にかかる植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>8 輸入検査</p> <p>(1)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(4)</p> <p>(5) 上記以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(6) [略]</p>	<p>8 輸入検査</p> <p>(1)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(4)</p> <p>(5) 上記以外の輸入検査の手續及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(6) [略]</p>

オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年10月25日付け6農蚕第6660号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第2のオーストラリア産ケンジントン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則別表1の付表第2のオーストラリア産ケンジントン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。</p>
<p>8 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>8 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続き及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>

オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する
植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け10農産第857号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） <u>別表2</u> の付表第3のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） <u>別表1</u> の付表第3のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

南アフリカ共和国産スイートオレンジ、レモン及びグレープフルーツ並びにスワジランド王国産スイートオレンジ及びグレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツ並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツ並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスヴィーティ生果実に関する植物検疫実施細則

(平成2年3月20日付け2農蚕第1124号)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第6のイスラエル国産のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスヴィーティの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第6のイスラエル国産のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスヴィーティの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

オーストラリア連邦産スウィートオレンジ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成4年5月6日付け4農蚕第2080号）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第7に掲げるオーストラリア産のバレンシア種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジ並びにレモンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第517号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第7に掲げるオーストラリア産のバレンシア種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジ並びにレモンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第517号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

スペイン国産レモン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年9月17日付け8農産第5863号）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第8のスペイン国産レモン並びにネーブル種及びバレンシア種のスウィートオレンジの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年11月29日農林水産省告示第1886号（以下「告示」という。）に規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第8のスペイン国産レモン並びにネーブル種及びバレンシア種のスウィートオレンジの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年11月29日農林水産省告示第1886号（以下「告示」という。）に規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>5 表示</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>FOR JAPAN</p>	<p>5 表示</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>FOR JAPAN</p>

チリ共和国産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年2月6日付け63農蚕第625号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の1の項のチリ共和国から発送される生果実のうち、植物防疫法規則<u>別表2</u>の付表第9のチリ共和国から発送される生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成8年2月5日農林水産省告示第141号。以下「告示」という。）1のに規定するアルメリア種、エンペラー種、トムソンシードレス種、フレームシードレス種、ブラックシードレス種、リベル種、ルビーシードレス種、レッドグローブ種及びレッドシードレス種のぶどうの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するものほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1のに規定する生果実に係る植物検疫の実施については、チリ共和国内の指定地域で生産される生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年2月5日付け8農産第1044号農産園芸局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の1の項のチリ共和国から発送される生果実のうち、植物防疫法施行規則<u>別表1</u>の付表第9のチリ共和国から発送される生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成8年2月5日農林水産省告示第141号。以下「告示」という。）1のに規定するアルメリア種、エンペラー種、トムソンシードレス種、フレームシードレス種、ブラックシードレス種、リベル種、ルビーシードレス種、レッドグローブ種及びレッドシードレス種のぶどうの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するものほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1のに規定する生果実に係る植物検疫の実施については、チリ共和国内の指定地域で生産される生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年2月5日付け8農産第1044号農産園芸局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p>

チリ共和国産キウイフルーツ生果実に関する植物検疫実施細則（平成3年7月17日付け3農蚕第3886号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の1の項のチリ共和国から発送される生果実のうち、植物防疫法施行規則別表2の付表第9のチリ共和国から発送される生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成8年2月5日農林水産省告示第141号。以下「告示」という。）1のに規定するヘイワード種のキウイフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1のに規定する生果実に係る植物検疫の実施については、チリ共和国内の指定地域で生産される生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年2月5日付け8農産第1044号農産園芸局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の1の項のチリ共和国から発送される生果実のうち、植物防疫法施行規則別表1の付表第9のチリ共和国から発送される生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成8年2月5日農林水産省告示第141号。以下「告示」という。）1のに規定するヘイワード種のキウイフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1のに規定する生果実に係る植物検疫の実施については、チリ共和国内の指定地域で生産される生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年2月5日付け8農産第1044号農産園芸局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p>

チリ共和国内の指定地域で生産される生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年2月5日付け8農産第1044号）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の1の項のチリ共和国から発送される生果実のうち、植物防疫法施行規則<u>別表2</u>の付表第9のチリ共和国から発送される生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成8年2月5日農林水産省告示第141号。以下「告示」という。）1のに規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1のに規定する生果実に係る植物検疫の実施については、チリ共和国産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年2月6日付け63農蚕第625号農蚕園芸局長通達）及びチリ共和国産キウイフルーツ生果実に関する植物検疫実施細則（平成3年7月17日付け3農蚕第3886号農蚕園芸局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の1の項のチリ共和国から発送される生果実のうち、植物防疫法施行規則<u>別表1</u>の付表第9のチリ共和国から発送される生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成8年2月5日農林水産省告示第141号。以下「告示」という。）1のに規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1のに規定する生果実に係る植物検疫の実施については、チリ共和国産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年2月6日付け63農蚕第625号農蚕園芸局長通達）及びチリ共和国産キウイフルーツ生果実に関する植物検疫実施細則（平成3年7月17日付け3農蚕第3886号農蚕園芸局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p>

台湾産ポンカン、タンカン、リュウチソウ種のスイートオレンジ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則

(昭和55年4月3日付け55農蚕第1357号)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第10の台湾産のポンカン、タンカン、リュウチソウ種のスイートオレンジ（以下「リュウチソウ」という。）及び同付表第13の台湾産のれいしの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和55年4月3日付け農林水産省告示第437号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の付表第10の台湾産のポンカン、タンカン、リュウチソウ種のスイートオレンジ（以下「リュウチソウ」という。）及び同付表第13の台湾産のれいしの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和55年4月3日農林水産省告示第437号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>8 輸入検査</p> <p>(1)</p> <p>（2） [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>8 輸入検査</p> <p>(1)</p> <p>（2） [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手續及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>

台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第11の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の付表第11の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>8 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>,</p>	<p>8 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手續及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>

フィリピン共和国産パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年4月25日付け6農蚕第2525号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第12のフィリピン共和国産のソロ種のパパイヤの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第734号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第12のフィリピン共和国産のソロ種のパパイヤの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第734号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

中華人民共和国産れいし生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年4月25日付け6農蚕第2525号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第14の中華人民共和国産のれいしの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第735号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第14の中華人民共和国産のれいしの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第735号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第15のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則別表1の付表第15のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>6 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>6 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(4) [略]</p>

タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和62年2月20日付け62農蚕第842号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種，ナンドクマイ種，ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については，平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか，この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種，ナンドクマイ種，ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については，平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか，この細則に定めるところによる。</p>
<p>8 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1)，(2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は，規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>8 輸入検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1)，(2) 及び (3) 以外の輸入検査の手續及び方法は，植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>

中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年2月27日付け63農蚕第939号）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第18の中華人民共和国新疆ウイグル自治区産のメロン（別称「ハミウリ」）の生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年2月27日農林水産省告示第183号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第18の中華人民共和国新疆ウイグル自治区産のメロン（別称「ハミウリ」）の生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年2月27日農林水産省告示第183号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のガーネット種，ツラーレ種，パン種，ビング種，ブルックス種，ランパート種及びレーニア種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則別表1の付表第19のアメリカ合衆国産のガーネット種，ツラーレ種，パン種，ビング種，ブルックス種，ランパート種及びレーニア種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>6 輸入検査</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2)</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>6 輸入検査</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2)</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(4) [略]</p>

カナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第20のカナダ産のランパート種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第781号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第20のカナダ産のランパート種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第781号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

ニュー・ジーランド産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和60年8月21日付け60農蚕第4537号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第21のニュー・ジーランド産のサミット種、サム種、ステラ種、ドーソン種、バーラット種、ビング種、ランパート種及びレーニア種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第519号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第21のニュー・ジーランド産のサミット種、サム種、ステラ種、ドーソン種、バーラット種、ビング種、ランパート種及びレーニア種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第519号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第22のアメリカ合衆国産のサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年6月17日農林水産省告示第828号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第22のアメリカ合衆国産のサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年6月17日農林水産省告示第828号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年11月29日付け63農蚕第6884号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第23のニュー・ジーランド産のファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成元年12月20日農林水産省告示第1688号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第23のニュー・ジーランド産のファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成元年12月20日農林水産省告示第1688号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

ニュー・ジーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則（平成5年6月1日付け5農蚕第3724号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第24のニュー・ジーランド産のガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第24のニュー・ジーランド産のガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>3 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) こん包場所</p> <p>ア</p> <p>イ [略]</p> <p>イ</p> <p>ウ 每日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応じて消毒が行われること。並びに毎年使用開始前に及び必要に応じて内部が<u>次亜塩素酸ナトリウム水溶液</u>等で消毒されること。</p>	<p>3 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) こん包場所</p> <p>ア</p> <p>イ [略]</p> <p>イ</p> <p>ウ 每日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応じて消毒が行われること。並びに毎年使用開始前に及び必要に応じて内部が<u>次亜塩素酸ナトリウム水溶液</u>で消毒されること。</p>

アメリカ合衆国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年8月22日付け6農蚕第5026号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第25のアメリカ合衆国産のゴールデンデリシャス種及びレッドデリシャス種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第354号（以下「告示」という。）で規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第25のアメリカ合衆国産のゴールデンデリシャス種及びレッドデリシャス種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第354号（以下「告示」という。）で規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p>

アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則（昭和61年3月25日付け61農蚕第1521号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第26のアメリカ合衆国産のハートレイ種，ペイン種及びフランケット種のくるみの核子に係る植物検疫の実施については、昭和61年3月25日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第26のアメリカ合衆国産のハートレイ種，ペイン種及びフランケット種のくるみの核子に係る植物検疫の実施については、昭和61年3月25日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則
(昭和54年6月30日付け54農蚕第4497号) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第28のアメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物に係る植物検疫の実施については、昭和54年6月30日農林水産省告示第901号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第28のアメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物に係る植物検疫の実施については、昭和54年6月30日農林水産省告示第901号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

中華人民共和国産いねわら畳床に関する植物検疫実施細則（平成8年2月5日付け8農産第1045号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第29の中華人民共和国から発送されるいねわら畳床に係る植物検疫の実施については、平成8年2月5日農林水産省告示第142号（以下「告示」という。）に規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第29の中華人民共和国から発送されるいねわら畳床に係る植物検疫の実施については、平成8年2月5日農林水産省告示第142号（以下「告示」という。）に規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p>

フランス共和国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則（平成9年9月10日付け9農産第6406号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第31に掲げるフランス共和国産のゴールデンデリシャス種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年9月10日農林水産省告示第1417号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第31に掲げるフランス共和国産のゴールデンデリシャス種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年9月10日農林水産省告示第1417号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

台湾産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（平成9年12月19日付け9農産第8772号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第32の台湾産の巨峰種及びイタリア種のぶどう生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年12月19日農林水産省告示第1815号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 消毒施設</p> <p>告示4の生産地における消毒のための低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。</p> <p>ア 部屋ごとに±0.6度の精度で所定の温度に保持できるものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>2</p> <p>3 [略]</p> <p>4</p> <p>5 [新設]</p> <p>5 保管場所及び保管期間</p> <p>(1) 告示7の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第32の台湾産の巨峰種及びイタリア種のぶどう生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年12月19日農林水産省告示第1815号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 消毒施設</p> <p>告示4の生産地における消毒のための低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。</p> <p>ア 部屋ごとに生果実の中心部が所定の温度に保持できるものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>2</p> <p>3 [略]</p> <p>4</p> <p>5 [略]</p>

ア 消毒済生果実の保管場所として台湾の植物防疫機関（以下「植物防疫機関」という。）により指定された場所であること。

イ 桃園中正国際空港内に設置されていること。

(2) 保管場所における保管期間は、消毒の日から数えて、6日以内とするものとする。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫證明書及びその写しをまっ消されるものとする。

ア (2) の保管期間を超えた場合。

イ 告示 6 の (3) の封印がない場合。

ウ 告示 9 の表示がなされていない場合。

エ こん包が破損又は開ひされている場合。

[追加]

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、植物検疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫證明書及びその写しの抹消状況

(2) 植物防疫官は、保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるるものとする。

(3) (1) の確認は、原則として1ヶ月に1回実施するものと

する。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、隨時に確
認することができるものとする。

7 [略] [条項移動]

カナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則（平成9年12月19日付け9農産第8773号）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第33のカナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物に係る植物検疫の実施については、平成9年12月19日農林水産省告示第1816号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第33のカナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物に係る植物検疫の実施については、平成9年12月19日農林水産省告示第1816号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>